

事 務 連 絡
令和2年（2020年）5月28日

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会 御中

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する
事業の登録に係る監督者講習等の実施について

日頃、建築物衛生行政の推進にご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から別添のとおり監督者講習等再開にあたっての留意事項が示されましたのでお知らせします。

つきましては、感染拡大防止に万全な対応をお願いしますとともに、貴会会員への周知をお願いいたします。

（ 環境衛生係 ）
011-204-5260

事務連絡
令和2年5月27日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の
確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録に係る監督者等の講習及び従事者の研修（以下「監督者講習等」という。）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について」（令和2年2月28日事務連絡）及び「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者等について」（令和2年3月30日事務連絡）により、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、柔軟に対応いただくようお示したところです。

今般、緊急事態宣言の解除を受け、監督者講習等を実施する機関に対し、別添のとおり監督者講習等を再開するにあたっての留意点等を示しましたので、業務の参考としてください。

なお、本措置については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、変更する可能性があることを申し添えます。

【担当者】

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号：03-5253-1111（内線2432, 2939）

事 務 連 絡
令和2年5月27日

各監督者講習等登録機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の
確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録（以下「事業登録」という。）に係る監督者等の講習及び従事者の研修（以下「監督者講習等」という。）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について」（令和2年2月28日事務連絡）及び「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者等について」（令和2年3月30日事務連絡）により、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、事業登録の審査を行う都道府県においては、柔軟に対応いただくようお示したところです。

今般、緊急事態宣言の解除を受け、貴機関において監督者講習等を再開することが想定されますが、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など、受講者、講師及び監督者講習等実施機関（以下「実施機関」という。）職員への感染拡大防止に万全な対応をとった上で実施、又は下記に示す自宅学習の方法により実施されるようお願いいたします。

なお、本措置については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、変更する可能性があることを申し添えます。

記

- 1 以下の方法により、自宅学習による監督者講習等を実施する。
 - （1）監督者講習等は、教材を用いた自宅学習により行う。
 - （2）実施機関は、受講者本人に対し、教本等、監督者講習等に必要な教材、学習報告書等を送付する。

- (3) 監督者講習等を修了した受講者は、実施機関に対し、記入済みの学習報告書を提出する。
- (4) 実施機関は、受講者から提出された学習報告書等を確認し、修了証を送付する。

2 留意点

- (1) 学習報告書は、別添を参考とされたいこと。
- (2) 清掃作業従事者等の研修については、「「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について」(平成 25 年 1 月 21 日健衛発 0121 第 2 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)を参考に、1 年目及び 2 年目以降のカリキュラムを適切に設定すること。
- (3) 実施機関は、自宅学習中の受講者からの質問に対し、随時電子メール等で回答する等、適切に応答できる体制を確保すること。
- (4) 監督者講習等実施後に修了試験を行う場合は、修了試験問題等を 1 (2) の書類と同時に受講者に送付すること。受講者は、受講修了後に修了試験を受験し、1 (3) の書類と同時に解答用紙を提出すること。
- (5) 実施機関は、送付された学習報告書(修了試験を実施する場合は解答用紙も含む。)を受講者台帳とともに保管すること。

3 その他

- (1) 本措置は新型コロナウイルス感染症対策としての緊急的な対応であり、実施機関は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号)第 25 条の 8 等に基づく業務規程の変更届出は不要であること。
- (2) 自宅学習による方法で監督者講習等を実施した場合は、業務規程で定めた実施方法(講師と受講者が対面して行う方法)による場合と区別して、事業実績及び事業に係る収支報告書を記載すること。

【担当者】

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号：03-5253-1111 (内線 2432, 2939)

清掃作業従事者研修 学習報告書

私は、清掃作業従事者研修に関する学習を下記のとおり実施しました。

記

1. 学習日時

○月 ○日

開始 時 分 ～ 終了 時 分（ 時間 分）

開始 時 分 ～ 終了 時 分（ 時間 分）

○月 ○日

開始 時 分 ～ 終了 時 分（ 時間 分）

開始 時 分 ～ 終了 時 分（ 時間 分）

計 時間 分

※学習時間は7時間以上必要です

2. 使用教材 ○○○テキスト（○○○協会 編）

3. 学習内容

別紙のとおりです。

令和2年 月 日

受講番号 _____

署 名 _____

※ 令和2年○月○日までに学習を終了し、学習終了日の2日後までに投函してください。

※ 別 紙 （記入例：清掃作業従事者研修の1年目カリキュラム）

氏 名 _____

（記載にあたっての注意事項）

※この様式は、学習内容を確認するため必ず記入してください。テキストの全ての項目について、学習した内容（要点及び参考になった事項など）を文章形式で記入してください。

※未記入や「同上」「項目」のみの記載などは認められません。場合によっては再度提出していただく可能性があります。

【1. 機械器具の種類と使用の方法】（180 分）

【2. 資材の種類と使用方法】（60 分）

【3. 安全及び衛生】（60 分）

【4. 建築物の環境衛生行政】（60 分）

【5. 作業従事者の責任と任務】（60 分）

〇〇〇監督者講習／従事者研修 学習報告書

私は、〇〇〇監督者講習／従事者研修に関する学習を下記のとおり実施しました。

記

1. 学習日時

〇月 〇日

開始 時 分 ～ 修了 時 分 (時間 分)

開始 時 分 ～ 修了 時 分 (時間 分)

〇月 〇日

開始 時 分 ～ 修了 時 分 (時間 分)

開始 時 分 ～ 修了 時 分 (時間 分)

計 時間 分

※学習時間は〇時間以上必要です

2. 使用教材 〇〇〇テキスト (〇〇〇協会 編)

3. 学習内容

別紙のとおりです。

令和2年 月 日

受講番号

署 名

※ 令和2年〇月〇日までに学習を終了し、学習終了日の2日後までに投函してください。

別 紙

氏 名 _____

(記載にあたっての注意事項)

※この様式は、学習内容を確認するため必ず記入してください。下記の全ての項目について、学習した内容(要点及び参考になった事項など)を文章形式で記入してください。

※未記入や「同上」「項目」のみの記載などは認められません。場合によっては再度提出していただく可能性があります。

【1. 〇〇〇〇】(〇〇分)

【2. 〇〇〇〇】(〇〇分)

【3. 〇〇〇〇】(〇〇分)

【4. 〇〇〇〇】(〇〇分)

【5. 〇〇〇〇】(〇〇分)
